

「21・ろうふく」め～る

信濃毎日新聞 2020年(令和2年)8月8日 土曜日 1873年(明治6年)創刊

この高裁無罪判決は、「高齢者の尊厳と人間性を尊重した介護の未来に道を開くもの」

あずみの里裁判 東京高裁判決 8月11日「山口さんの無罪確定!!」

この高裁無罪判決は、「高齢者の尊厳と人間性を尊重した介護の未来に道を開くもの」

安曇野特養死亡 無罪確定へ

准看護師の過失否定 東京高裁判決 検察が上告を断念

一審判決	東京高裁判決
女性の摂食嚥下(えんげ)能力やドーナツの特徴など留意したものと認め、窒息から5年以上経過し(死因)後討に時間を費やすのは相当ではない	嚥下障害がない女性がドーナツで窒息する危険性は低い。起訴から5年以上経過し(死因)後討に時間を費やすのは相当ではない
おやつ(ドーナツ)の提供をめぐって提供した結果が生じたことと認定された。申し送りなどを確認するが、現場で介護士に確認するべきで、過失は認められる	おやつ(ドーナツ)の提供は被告が通常業務では容易に知り得なかった。形態を確認せずドーナツを提供したことは刑法上の注意義務に反するとは言えない

安曇野市の特別養護老人ホーム「あずみの里」で2013年12月、85歳の入居女性がおやつ(ドーナツ)を食べた後に意識を失い、その後死亡。おやつ(ドーナツ)の提供をめぐって提供した結果が生じたことと認定された。申し送りなどを確認するが、現場で介護士に確認するべきで、過失は認められる

同被告は昨年12月、勤務先の特別養護老人ホーム「あずみの里」で、おやつ(ドーナツ)の提供をめぐって提供した結果が生じたことと認定された。申し送りなどを確認するが、現場で介護士に確認するべきで、過失は認められる

【関連記事33面】

この高裁無罪判決は、「高齢者の尊厳と人間性を尊重した介護の未来に道を開くもの」

あずみの里裁判 東京高裁判決 8月11日「山口さんの無罪確定!!」

この高裁無罪判決は、「高齢者の尊厳と人間性を尊重した介護の未来に道を開くもの」

【山口けさえさんの尊厳を守り、介護の未来に希望を取り戻した東京高裁判決の無罪判決確定にあたって】(共同声明)より抜粋

「介護の未来」を守った判決

起訴状の中で、医療や介護の現場で日常的に行われる「振り返り」と反省を「自由」とされたことは、全国の関係者に大きな衝撃を与えた。また、「Kさんはドーナツで窒息し、それを配った山口さんにおやつ(ドーナツ)の形態確認義務違反があった」とした一審の有罪判決は、多くの施設の食事に影響を与え、おやつ(ドーナツ)の提供をやめるなどによって、利用者から食べる楽しみを奪った。

今回の高裁判決は、「Kさんがドーナツで窒息することは予見できず、山口さんに形態確認義務はない」とし、さらに「間食を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためでなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要であることから、その人の身体的リスク等にに応じて幅広く様々な食事を摂取することは人にとって有用かつ必要である」とした。

山口さんに過失はなかったことを明らかにし、さらには施設での食事提供が利用者の人間らしく生きることを支えるかけがえのない意義を持つことまで言及したこの判決は、一審判決により委縮した全国の介護現場と関係者には安心と未来への希望を、利用者には生活の喜びを取り戻すものとなるだろう。

私たちは「この裁判には介護の未来がかかっている」と訴えてきた。まさに「介護の未来」を守った判決であり、司法の良心が示されたものとして歓迎する。

2020年8月12日

特養あずみの里裁判で無罪を勝ち取る会

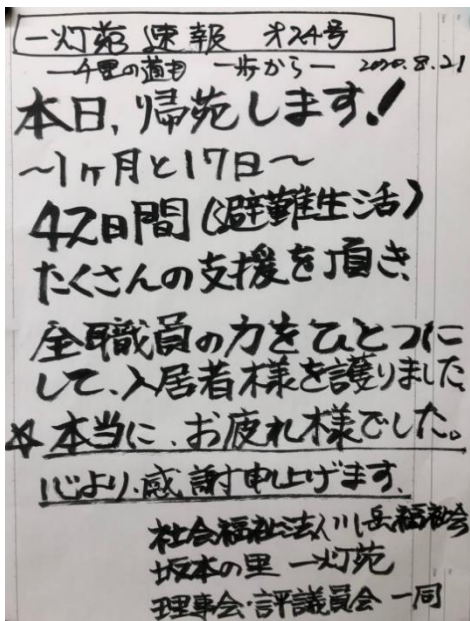
心より感謝申し上げます

熊本豪雨被災支援カンパに292万円余寄せられました

熊本県八代市阪本町にある社会福祉法人川岳福祉会は特養ホーム、保育園、障害者就労支援施設等を経営され、21・老福連に加入されています。7月4日～5日の豪雨により、甚大な被害を受けた法人に、現地からの支援内容等を調整し、迅速に支援を行ってまいりました。

7月末には、支援カンパとして105万円、支援物資として90万円余を送りました。8月18日には、現地からの支援物資（オムツ、マスク、手指消毒器、使い捨て手袋、栄養調整食品等）を順次お送りしています。支援カンパは、8月23日現在で、38法人・施設、1団体、1有志、個人17人から**292万2853円**寄せられました。

一灯苑光永施設長から、「皆さん大変お世話になりました。本日（21日）施設に36名の入居者と全職員が無事に現場復帰いたしました。これもみなさまのご支援の賜物です。心から感謝申し上げます。物品、支援金ありがとうございました。」とのメールが届きました。別紙・新聞記事参照



- ▲職員が笑顔で「お帰りなさい」のお出迎え。
- ▼21・老福連から被災された職員に見舞金をお渡ししました。



この間の主な活動

- ・7月20日 21・老福連事務局会議（ZOOM会議）
- ・7月28日 あずみの里裁判 東京高裁で無罪判決。
- ・8月11日 検察上告せず、山口さんの無罪確定。
- ・7月31日 第5回全国施設長アンケート「冊子版」発行
- ・会員施設、関係団体、厚生労働省、厚生労働委員、都道府県介護保険課等に郵送
- ・8月28日 21・老福連事務局会議（ZOOM会議）

主な予定

- ・2020年度 第2回幹事会
- ・9月9日（水）14時から ZOOM会議で開催
- ・**事務局よりお願い**
- ・国に向け新しい福祉関係団体との共同が始まっています。
- ・21・老福連の諸活動をHP掲載。ぜひみてください。

2020年8月22日 (土曜日)

【社会・総合】

(14)

熊本・豪雨災害

特養再開につこり

入所者「ふるさとに帰れた」

7月豪雨による球磨川の氾濫で、大きな被害があった熊本県八代市坂本町(旧坂本村)。同町内の特別養護老人ホーム「坂本の里 一灯苑」は21日、施設の清掃・整備を終えて、町外に避難していた入所者を迎えました。施設職員は全国からの物心両面の応援に支えられたといいます。



一灯苑に帰ってきた入所者を迎える職員。21日、熊本県八代市坂本町(光永さん提供)

午前9時半、第1陣の高齢者が到着。車いすに乗った女性(100)が玄関を入ると、職員が手作りのレイ



被災した集落には、水から引き揚げた車やがれきが置かれています。20日、熊本県八代市坂本町(光永さん提供)

(花の輪)を首にかけて歓迎しました。「懐かしいふるさとに帰ってこれで、うれしかった」と入所者は笑顔を見せました。豪雨水害について、入所者は「坂本町が変わってしまった、悲しか」と話しました。避難先の施設からの

移動に時間がかかったこともあり、入所者はお茶を飲んだ後、各自の部屋で休みました。この日は入所者36人が戻ってきました。

坂本町の建物被害は深刻で、まだ片付けが進んでいません。11日によりやく川沿いの国道が仮復旧しました。「一灯苑」苑長の光永了内さん(66)は「地域住民から復興のため、お年寄りを安心してみてもらえる特養を早く復旧してほしいという要望があった」といいます。

7月4日朝に球磨川が氾濫しましたが、同苑は高台にあり、建物自体は無事でした。しかし、電気、水道などのライフラインがすべて停止。「電灯、エアコンはつかず、風呂にも入れない。道路が寸

断されたため、入所者と職員は孤立状態でした」

5日になって自宅で被災した光永さんらが駆け付け、九州自動車道のパーキングエリアから入所者を各地に避難させました。

ライフラインが回復したのは2週間前。ところがエアコンにはカビが生え、風呂ではレジオネラ菌が検出されました。この消毒と除菌、施設の清掃に時間がかかったといいます。

光永さんは「全日本民医連や全国の老人福祉団体の仲間、大学時代の友人から動員のメールや食料・介護用品などの支援物資、寄付金をいただきました。感謝の思いでいっぱいです」と語りました。